

尼崎市教育委員会 2月臨時会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成28年2月8日 午後4時08分～午後5時35分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 委員長	濱田英世
職務代行者	磯田雅司
委員	岡本元興
委員	仲島正教
教育長	徳田耕造

3 出席した事務局職員

管理部長	尾田勝重
施設担当部長	富永謙一
学校計画担当部長	舟本康弘
学校教育部長	西川嘉彦
社会教育部長	吉田淳史
企画管理課長	牧直宏
学校計画担当課長	西野俊哉
幼稚園教育振興担当課長	中道直生
職員課長	井上潤一
施設課長	橋本謙二
学校耐震化担当課長	山口泰範
学校耐震化設備担当課長	堀隆茂
学務課長	高木健司
学校教育課長	平山直樹
生徒指導担当課長	魚住誠
教育相談・特別支援担当課長	小寺英樹
学校保健課長	田岡清
教育総合センター所長	佐藤喜代子
社会教育課長	中川まゆみ
歴博・文化財担当課長	益田日吉
スポーツ振興課長	竹原努
中央図書館長	川島茂
中央公民館長	松田陽子

日程第1 議 事

- (1) 報告第1号 専決処分について（教育委員会の権限に属する事務に事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限委譲について）
- (2) 議案第15号 平成27年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (3) 議案第16号 平成28年度尼崎市一般会計教育関係予算について

- (4) 議案第17号 平成28年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費教育関係予算について
- (5) 議案第18号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

午後4時08分、委員長は開会を宣した。

濱田委員長 日程第1「議事」の、「議案第15号 平成27年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」「議案第16号 平成28年度尼崎市一般会計教育関係予算について」及び「議案第17号 平成28年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費教育関係予算について」は会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第15号」から「議案第17号」については、公開しないことと決しました。

濱田委員長 それでは、これより日程に入ります。
日程第1「議事」に移ります。
「報告第1号 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限委譲について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 それでは、報告第1号「専決処分」について、ご説明申し上げます。
平成27年12月16日に公布されました政令（「文化財保護法施行令及び地方における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」）により、文化財保護法施行令の一部改正が行われ、国指定の史跡名勝天然記念物の現状変更許可等に関する文化庁長官の権限に属する事務の一部が、平成28年4月1日から市に委譲されることになりました。兵庫県では、これに合わすべく、兵庫県文化財保護条例に規定する兵庫県指定の史跡名勝天然記念物の現状変更許可等に関する兵庫県教育委員会の権限に属する事務の一部につきましても、国と同様に市へ権限委譲すべく事務を進めようとしているもので、10ページに記載の5項目について、新たに市に委譲しようとするものでございます。県からの権限委譲にあたりましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第55条第2項の規定に基づき、知事と市長とが協議を行う必要がありますことから、3ページの別紙1のとおり、同条第3項の規定に基づき、平成28年1月21日付にて、市長から教育委員会に対し通知があり、意見を求められました。権限委譲に係る市長への意見具申につきましては、教育委員会の議決

を経て回答すべきところではございますが、県から求められた協議日程等から、直ちに処理する必要があり、緊急やむを得ない状況でありましたことから、「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、平成28年2月1日に教育長が事務を臨時に代理し、1ページの報告の中段部分に記載のとおり、兵庫県からの提案に同意する旨市長に回答いたしました。これにより、「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、このたびの事務の臨時代理についてご報告し、承認を求めようとするものでございます。なお、資料の4ページ以降に兵庫県知事からの市長あての文書及び添付されておりました関係資料を参考資料として付けさせていただきます。あわせてご覧ください。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

岡本委員 県から市へ委譲する権限は5項目になると思うが、具体的にこれに該当するものものはあるのか。

歴博・文化財担当課長 残念ながら、現在、尼崎市には兵庫県指定の史跡名勝天然記念物は1件もないため、権限を委譲しても実際に作業等行うことはありません。

岡本委員 他のものについて、権限委譲されるものはないのか。いままで通りか。

歴博・文化財担当課長 今までどおりです。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「報告第1号」を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「報告第1号」を報告のとおり承認いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第18号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。中央図書館長。

中央図書館長 それでは、「議案第18号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の

一部を改正する規則について」についてご説明いたします。

まず、1の改正理由でございます。尼崎市立図書館では12月を除く1月から11月までの毎月最後の木曜日を休館して館内の整理を行ってまいりましたが、このうち子どもたちの長期の休み期間中の3月、7月及び8月については、図書館を開館することとし、また尼崎市立公民館図書室の開館時間を午前9時から午後6時までであったものを、午前9時から午後8時30分までに延長しようとするものでございます。このことにより市民サービスの向上を図り、読書の機会を増やすことで、読書意欲の向上、ひいては貸出冊数の増加に繋げるものでございます。これらのことについて平成28年4月から実施するにあたり、現行の規則の条文を改める必要があることから、(1)規則の一部を改正するものでございます。次に2の改正する内容でございますが、尼崎市立図書館、中央図書館・北図書館の3月、7月及び8月の最後の木曜日を開館するものでございます。(2)尼崎市立公民館図書室の開館時間を午後8時30分まで延長するものでございます。また、3の施行期日でございますが、平成28年4月1日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 このことについて、市民、利用者からニーズがあったのか。どうしてこのように変更するのか。

中央図書館長 地区の公民館は地域の拠点でもあり、利用しやすい環境を整えるべきであると日頃から考えており、今回、延長することにより会社帰りのサラリーマンなどにも、ちょっと立ち寄っていただける環境にし、ニーズに答えようとするものです。また、春休み、夏休みについては、利用が非常に多い時期であり、図書館も学力向上に少しでもできることをしようと、そしてまた、この大切な時期に開館し利用促進にも努めたいと思います。

仲島委員 働くほうは大変だろうけど、いい取り組みだと思う。

岡本委員 民間であれば、延長させることでコストがどうなるかとか、延長による利用率はどうかとか、諸々あると思うが、そのあたりはどう考えているのか。

中央図書館長 木曜日の開館については、従来から職員は出勤し、開館時にはできない整理やレイアウト変更などを行っています。コスト的にははっきりとしたものはないが、従来の出勤の状態の中で工夫してできると考えています。公民館の延長については、常日頃から公民館と協力体制をとっており、その協力の中で、できるだけ公民館に支障のないよう協議し行っていきたいと考えています。

岡本委員 工夫してできるということは、いいことだと思う。

磯田委員 地域学習館などが閉鎖されることによって、図書の返却など利便性が薄らいできていると思うので、少しの時間でも開けてもらえたら市民サービスとして良いことだと思う。

濱田委員長 この延長により、どんどん公民館の利用も増えたらいいですね。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第18号」を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第18号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 次に、「議案第15号 平成27年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」を議題とします。ここからは非公開といたします。傍聴者の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

濱田委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会2月臨時会を閉会といたします。

(閉会 午後5時35分)

尼崎市教育委員会2月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。